

明治日本における「更生」思想
—監獄改良・出獄人保護・教誨をめぐって—

文学研究科社会学専攻博士後期課程

江連 崇

序章

近代社会において罪を犯した人は「更生」を求められる。そこでは近代社会以前に行われてきた応報的刑罰ではなく「再社会化」を刑の目的としており、「罪を犯すことのない生活」を過ごせるように一種のトレーニング的側面もある。では罪を犯した人に対する「更生」とはいったい何なのか。「犯罪白書」や「更生保護法」に記述されている「健全な考え」や「善良な社会の一員」とは一体どのような考えや人物像なのか。

本研究ではこれまで先行研究では取り扱われてこなかった「更生」についての議論が、明治初期から監獄法成立の1909（明治41）年付近までを時代対象として、監獄官僚や実務家、知識人のなかで更生がどのように捉えられてきたのか、またその実態は如何なるものであったのかを明らかにすることを目的とする。

第1章 近代日本における「危険分子」の「再社会化」

本章では、近代日本において、なぜ「更生」に国家が力を注いだのか。その背景にある「近代国家の成立」へ向けた欧米を意識した国家の在り方について検討した。具体的には、明治中期の北海道集治監の実態と、そこに収容されていた囚人がどのように開拓に「活用」されていたのか、また監獄則の理念とその実態を比較検討し、明治期における行刑制度が意味するものとは何なのかを明らかにした。

犯罪者に対する応報、威嚇、隔離、排除を目的とする「保安主義」から、犯罪者から危険性を排除し、再社会化を目指す「改善主義」へ処遇理念、処遇方法が変化していくことが刑罰における「近代化」である。その点でいえば明治期に制定された刑罰制度は近代的な制度であった。

北海道の集治監設立は1863（明治2）年に開拓使が設置されて以降、設置議論が官僚内でもおこり、近代化を推し進める国家の考えもあって急速にすすんでいく。そこには自由民権運動家の内地からの排除や北海道人口増加、資源の確保など様々な政府の思惑が絡み合っていた。その結果として非人道的な外役（硫黄採掘労働や幹線道路工事など）が行われてきた。明治国家にとって欧米諸国に追いつくため「近代化」は急務であった。それは学校や交通網の整備、近代法制の制定や、重工業施設の建設など急速なスピードで進んでいくことになる。国家の近代化、その矛先は未開の地であった北海道へも向けられる事になる。北海道の豊富な天然資源の確保や国民の定住地域の拡大、ロシアの南下を睨んだ北方の整備など様々な思惑があるが、これらを進めていくための基盤整備の役割を当時の政府は囚人（監獄）に任せようと考えていた。北海道における集治監の設置については、まず1881（明治14）年8月に石狩国樺戸郡に樺戸集治監が開設され、翌1882（明治15）年に空知集治監が石狩国空知郡に、1885（明治18）年9月に釧路集治監が釧路国川上郡に設立された。そして1890（明治23）年4月に釧路集治監が北見国網走郡に網走囚徒外役所（のちの北海道集治監網走分監）が、1895（明治28）年3月に十勝郡河西郡に十勝分監が設立された。集治監の基本的な労働は敷地外で行われる外役が中心であった。特に耕耘、採鉱、土方、

運搬などがあり、空知集治監においては特に幌内炭鉱での採鉱、釧路集治監ではアトサヌプリ硫黄山での硫黄採掘、そして樺戸集治監と網走分監については中央道路の建設が主な労働となっていた。これらの労働は過酷を極め、多くの死傷者をだした。

囚人の過酷な労働には政府による囚人の「国益の為の活用」が背景にあったが、ここで当時の獄則、また監獄の理念は如何なるものであったのかみていく必要がある。1872（明治5）年に制定された監獄則では監獄を囚徒を残虐する所ではなく仁愛する場所と謳っており、人権尊重の考えが窺える。しかし、上述したように、この1872（明治5）年に制定された監獄則の緒言で謳われているそれと、実際は大きな違いがあった。1881年（明治14）年に制定された第一回改正監獄則においては、明治5年監獄則にあった「諸言」の条項が削られており、実務的官吏の小野田元熙の理論が強く影響し、その基本方針は「監獄の安全管理、厳格な囚人隔離を主眼」としたもので「監獄内における保安維持あるいは囚人に対する強制的規律の確保」であった（姫嶋 2011:291）。もちろん北海道に集治監が建設されていく1881（明治14）8月以降の労働には、この明治5年監獄則にあるような「仁愛」や「囚人の教化」に関する考えは見受けられない。また北海道においては特に囚人個人に焦点をあてた「感化」でもなく、北海道開拓を目的とした「国益の為の労働」となっていたのである。

早急に近代化を図りたい明治政府にとって法の整備は一大プロジェクトであった。行刑に関しても国際的にみて遜色ない法を整備することは「野蛮から文明」へと国際的評価を変えるための1つの条件でもあった。「仁愛」という言葉に象徴されるように、明治5年監獄則理念は、それまで展開されてきた「応報」や「威嚇抑止」的な行刑から、西洋で主流となっていた「再社会化」へと囚人を向かわせる近代的なものとなっていた。しかし、監獄則設立に関わった小原重哉などの一部の法律関係者と金子堅太郎や山縣有朋では監獄や囚人に対する考えに相違があったことは明らかであろう。つまり金子堅太郎の「北海道三縣巡視復命書」や山縣有朋の「苦役本分論」について刑罰思想に当てはめると、「応報」や「無害化」に重きを置いており、「再社会化」の意識は感じられない。ここに「国策としての監獄利用」と「理念としての獄則」の差異が明らかである。

ここで注目すべき点は金子や山縣らの主張についても、国家の「近代化」を目指した結果であったことである。政府は囚人労働をアトサヌプリ硫黄山や幌内炭鉱での採掘やそれを運搬するための道路建設など、近代国家設立を進めるために必要な資源の開発を大きな目的としており、集治監の設置、運営は結果的に「近代化」を進めるための手段として捉えることが可能であろう。

「法制度の近代化」と「北海道における囚人による開発」は近代国家成立のために必要なものであったが、囚人に対しての考えは対極に位置するものとなっており、この2つの「近代化へ向けた歩み」が北海道集治監には表れている。

第2章 社会事業家の「更生」思想

明治期の日本における監獄事情については、前章に見てきたようにその劣悪な環境と、監獄則から、かけ離れた実態にあった。そこでは監獄の本来の目的である、囚人の「再社会化」は軽視され、彼らは、国家の為の「安価な労働力」として扱われることが少なくなかった。

しかし、そんな中で現状に対して違和感を持ち、監獄改良運動や感化実践を展開していく慈善事業家、社会事業家と呼ばれる人物たちがいた。社会福祉の歴史を辿っていくと監獄に関わるそのような人物と出会うことができる。この章で取り上げる3名は、その代表的な人物である。原胤昭は、自身の入

獄経験や教誨師としての実践などから出獄人保護に尽力した人物であり、留岡幸助も北海道集治監教誨師時代の経験から幼少期の教育の重要性を感じ、家庭学校を設立するなど感化教育を展開していく。実業家であった金原明善は、静岡県出獄人保護会社を設立するなど更生保護の先駆者として知られる。彼らは、後の日本の社会福祉に対して大きな影響力をもった人物であるが、彼等が（元）囚人の「更生」をどのように考えていたのか、なぜ「更生」が必要なのか、何をもって「更生」というのだろうか。本章では彼等の著作等を用いて、それらの思想を検討した。

原は、その個別的援助技術についてこれまで多くの先行研究で評価されてきた。特にそのケースワーク的な個別支援は社会資源を利用しながら出獄者の「更生」を図っていくものである。その観点から言えば、原の出獄人保護における「支援」は、その（元）犯罪者に関わる社会資源を活用していることがわかり、いかにもそれはケースワーク的であると言える。しかし、その活動における思想的背景には「先天的な犯罪性」は、「更生」できないという、生物学的犯罪論に近い考えがあった。それら「先天的犯罪性」を兼ね備えた人物を社会環境調整することによって「犯罪から遠ざける」支援が原の出獄人保護事業から見てとることができる。

金原は、その足跡からも、その国家主義的思想が見てとれる。出獄人保護については「昭代の良民」とすべく、出獄人の「更生」実践を展開していく。特にその規定については、実業家としての手腕を発揮し就業面や経済面について特色が表れているだろう。しかし、この金原の国家主義については、出獄者への支援にのみ表れていたわけではないことに注目できる。金原が示した「家憲」についても出獄人保護と類似した項目が設けられていることから、出獄人に対する「更生」思想が出獄人保護に表れているというよりも、寧ろ一貫した金原明善という人物の思想が出獄人保護事業に表れていると解釈すべきであろう。

留岡の「更生」は「国益」と当時に語られる。留岡の「不定刑期論」について原の個別援助と同様に社会事業史研究の文脈の中では、その先駆性に注目され一定の評価を得ている。彼の「不定刑期論」は、犯罪者の刑期をあらかじめ定めるものではなく、「更生」が完了したことを出獄のタイミングとすべきであるとする。ここで留岡は医療を例にあげ巧みにそのロジックを組み立てていく。この「不定刑期論」の内容については、現代的立ち位置からみても評価を得るものではないかと思う。しかし、留岡の「更生」についての語りには、国家安寧、経済的発展が同時に含まれていることに気づくことができる。また論考「人間の整理」においてもそれは同様であり、「国益」の追求がそこにはある。また注目すべきは、ここで挙げた23項目の多くは、現代でいうところの福祉の対象者となる点であろう。留岡の「更生」は犯罪者や出獄者に限ったことではなく、国家安寧、国家の経済的発展という観点からいえば、彼/彼女らに対して、すべて同列に「更生」を求めている。なにも犯罪を取り巻く人物にだけの「更生」ではないし、その「支援」の先には、常に社会安寧を求めていたのではないか。

第3章 「更生」の担い手と宗教をめぐる政治性

本章では明治中期から後期にかけて、監獄関係者や宗教関係者がどのように監獄での「更生」の担い手である教誨師について議論していたのかを明らかにした。明治期の獄制は囚人個人の「再社会化」を目的とすることを理念として掲げており、「いかにして獄制を近代化するか」が役人や監獄関係者のなかでは論点となっていた。しかし、監獄における感化活動の担い手となる教誨師（宗教者）からは、この「更生」事業を自身の宗教拡大などに活用してしまうことも多々あった。いったいなぜ「更生」事業を宗教と関連

付けて論じてられていたのだろうか。

明治期の監獄の中で、囚人更生と宗教との関係性が最も注目されたのは、1898（明治31）年におこった巢鴨監獄教誨師事件だろう。1898（明治31）年、巢鴨監獄の典獄に就任した有馬四郎助は、当時教誨師として勤務していた本願寺派教誨師4名のうち3名に辞職を求め、かわりに友人でもあったキリスト者の留岡幸助を教誨師として招聘した。これを機に仏教各派は反対運動を起し、一般新聞記事にも大々的に取り上げられ、社会全体を巻き込んだ大きな騒動へと発展していった。結果的に有馬を典獄から辞任させ、留岡を新設される警察監獄学校の教授に、有馬は市ヶ谷監獄に転任という形に落ち着いた。この一連の出来事が「巢鴨監獄教誨師事件」と呼ばれている。この事件では宗教家、特に仏教関係の人物が様々な行動を起こす。それは囚人の再社会化へ向けた支援についての本質的な議論だけではなく内地雑居を背景とした国内の宗教事情が絡み合い政治性をもつ活動へと変化していった。巢鴨監獄教誨師事件は監獄関係者にとって、教誨と宗教の関わりについて再検討する1つの出来事になった。

教誨師の職務についての規定は監獄則にあるが、それ以外にも監獄ごとに教誨師の職務や教誨の方法は異なっていた。大まかな監獄則の規定のなかで監獄ごとに独自の方法をとっており、それは典獄の方針や監獄内での多数を占める教誨師の宗派によって変わるものだった。ここからもわかるように、教誨師は宗教（この場合は仏教）と深い関係を持っている。そのような環境により、監獄関係雑誌や宗教関係新聞上では「教誨（更生）と宗教」についての議論がいくつか現れる。1898（明治31）年に起こった巢鴨監獄教誨師事件以前の一部の議論では、宗教をもちいていかに囚人を「更生させるか」がについて議論がなされていた。特にその方法について監獄内において宗教を用いた教誨を実施するか否か、また宗教をもちいた教誨を実施する際は、単一の宗教者を採用するか否かについての論争がその中心であった。しかし、事件以降、宗教関係新聞をみると「更生」が宗教の政治性に「巻き込まれていく」ことがわかる。「更生」の担い手である教誨師は、宗教者が担っており、教誨は囚人の道徳に訴えかける精神的行為を行い、囚人を「更生」に導く活動である。教誨（師）は、この宗教的活動ゆえに論争に巻き込まれていくことになった。つまり個人に対する宗教の効果より、国家内における宗教活動の「道具」として教誨（師）が用いられることが多くなっていった。

第4章 監獄関係雑誌上における出獄人保護をめぐる議論 — 「人権」と「国民」 —

本章では、近代日本の出獄人保護関係者（更生保護関係者）の出版物、特に『大日本監獄協会雑誌』を中心に扱い、出獄者への「更生」思想について検討した。ここで扱う『大日本監獄協会雑誌』は多く監獄関係者、更生保護関係者が会員となっており、この時代のスタンダードな論調を形成してきたといえる。日本における更生保護の草創期でもある明治期には、監獄関係者が監獄内における囚人（被収容者）の処遇（施設内処遇）を、出獄後（社会内処遇）を見据えながら検討していることが多い。様々な監獄関係者が（元）被収容者の「自立」を考え、海外の監獄の役割や社会内処遇の事情などを紹介し、また、会員から意見を求めるなど、囚人が「再社会化」するためにどのような社会内処遇がよいのかを考えている。もちろん彼等が考える「良民」像は今日からすれば聊か疑問を感じる点はある。出獄人に焦点を当てず、社会安寧を最重要課題とした論考も見受けられる。貧民を「犯罪予備軍」として、その文脈のなかで出獄人の貧困防止の為に就労の支援を行うことは、当事者を主体としたものではなく、社会を主体とした更生思想といえる。しかし、近代化が国家の急務であった時代的、社会的背景を踏まえるならば簡単に否定することもできない。時代的制約を踏まえたうえで、更生保護思想を検討する必要があるだろう。

論考の中には休業日に教誨などで精神的なケアを行うなど、出獄者個人に対する援助を意識しているような記事もまた見受けられる。また、出獄者が社会に受け入れられるように支援を行うことは、国民の義務であり、出獄人保護は、必要な社会的な活動と捉える必要性を主張するものもあった。監獄関係者が監獄と出獄人保護会についての流れを意識していた点は今日の更生保護事業からみても一定の評価をすることができる。

取り上げた論考に共通する点は、監獄と社会のつなぎ役として出獄人保護を捉えていた点であろう。今日、刑務所と福祉施設の連携を深めて、出所者の支援を進めていくことの必要性が挙げられているが、その点でいえば、『大日本監獄協会雑誌』上における出獄人保護事業関係の議論は、更生を監獄と社会の一連の流れの中で捉えていることが多かったといえるだろう。

終章 明治から大正へ — 「更生」についての議論は何を残したのか —

本論文で取り上げた4つの章から結論として言えることは、明治期における「更生」の議論は、国家の経済面や社会安寧が常に付随しながら語られていったということである。近代化のために「更生」思想が生まれ、近代化の一部として「更生」が語られていたのである。

日本における明治以降からの福祉的活動は、慈善事業から社会事業、そして社会福祉へとその名称を変えていく。社会事業は、福祉的活動を科学的、組織的、継続的に展開していくものであり、大正中期において内務省社会局の設置や調査機関の設立、専門職者養成などにみられる社会事業の成立は、日本における福祉史の中で重要な位置付けをされている。この福祉的活動の変遷の中に、犯罪をとりまく「更生」についての議論が、いかにして位置づけることが可能であろうか。吉田久一は「監獄改良は近代社会事業のいわば揺籃の役割をもった」と表現し、またその中で、教誨については「監獄改良の中心」と述べる（吉田 1964:143）。その点からいえば、今回とりあげた「更生」について議論は、大正期に成立する社会事業に少なからず影響を与えたものと考えることが可能であろう。池本美和子は、社会事業の成立について「わが国の社会事業は、現代社会が直面した社会的な諸問題に対して、労働の社会的同権化の要求運動や民主主義的な潮流を回避すべく構想された家族国家の親和策」であったと主張し、また、そこでの国家の役割として「国家の絶対性のために国民の奉仕、協力を求めるところにあったのである。社会事業の成立期がこのような意図をもっていたことが、その後の展開の全過程に影響を及ぼしていた。基本的に、国家の良民の育成、保護、指導などが国家の役割であり、具体的施策が展開されて行く過程でも、個人の自由と自律にもとづく権利が問題になることは極力回避していく姿勢が貫かれていた」としている（池本 1999:285）。ここでいう「家族国家の親和策」、また「国家の良民の育成、保護、指導」は、特に「更生」についての議論で事業家や監獄関係者が多く主張していたところである。本論文でとりあげた「更生」の議論は、犯罪関係分野における議論のみに限定されるものではなく、社会福祉関係の多くにおいて共通するものとなっていたことがわかる。

刑罰や更生に対する方法論の議論がこの1世紀の間に急速に広がった。それは不平等条約の解消を目的とした国家の近代化、しかしそれらの議論の中心にあるべき「更生」論について、つまり「何を以て更生か」についての議論は置き去りにされてきていることが多い。再び罪を犯すことのない人物をつくるのが、「更生」なのであろうか。再犯防止の制度面、技術面に注目するためには、その基盤となる「更生」とは一体何なのかの議論は避けては通れない。

近年日本において「再犯防止」は大きな議論となってきている。そこには、戦後一貫して高い再犯率

や、刑務所内の環境、また被収容者の実態、つまり障害者や高齢者が多数を占める状況について声あげ、その違和感は社会全体としても共通されつつある。

本論文で目指してきたのは、再犯防止を語る際に必要不可欠である「更生理念」を再び考えることの必要性を日本における歴史的展開からもう一度考え直すことである。政策面からのアプローチでも技術面からのアプローチにしても、それらの基盤となる理念をもう一度見つめ直し議論していくことは、更生保護等の枠組みが再検討されている今日こそ必要となるだろう。

現状を変えていくことは「前に進む」ことだけを指すのではない。敢えて立ち止まり、そして振り返り、先人たちの議論をもう一度見つめ直すことは、今日の司法福祉、更生保護を考える上で最も行われなければならないことであろう。

参考文献

- 池田美和子（1999）『日本における社会事業の形成—内務行政と連帯思想をめぐって—』法律文化社
姫嶋瑞穂（2011）『明治監獄法成立史の研究—欧州監獄制度の導入と条約改正』成文堂
吉田久一（1964）『日本近代仏教社会史研究』吉川弘文館